



1 対応言語等

番号	言語	曜日	電話通訳（対応時間）	文章翻訳（必要日数）
1	英語	全日	24時間	3営業日
2	中国語（北京語）	全日	24時間	3営業日
3	中国語（広東語）	全日	10時～18時	3営業日
4	韓国語	全日	24時間	3営業日
5	スペイン語	全日	24時間	3営業日
6	ポルトガル語	全日	24時間	3営業日
7	フランス語	全日	10時～18時	3営業日
8	タイ語	全日	10時～18時	3営業日
9	ベトナム語	全日	10時～18時	3営業日
10	ロシア語	平日	10時～18時	3営業日

2 利用制限

- ・電話通訳60件/月（1件あたり5分）※但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く
- ・簡易翻訳20件/月（1件あたり1言語、200文字または100ワード）

3 利用可能者

- ・宿泊施設、お土産店、飲食店、免税店、観光施設及び観光案内所等の県内観光関係事業者
- ・市町村消防本部、和歌山県警

4 負担金

- ・1登録あたり年度末まで年間2,000円 ※但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く

5 申込受付期間

- ・平成29年3月28日から平成30年2月28日まで

6 利用可能期間

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

7 留意点

- ・電話通訳・簡易翻訳については、日常会話程度を想定し、法律相談等の専門的な通訳・翻訳は対象外とする。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設は当サービスの対象者から除く。
- ・コールセンターへの電話代金は利用者負担とする。
- ・振込手数料は振込者負担とし、県が指定する口座に年間2,000円の負担金を振り込むこと。振込時、会社名を記入すること。